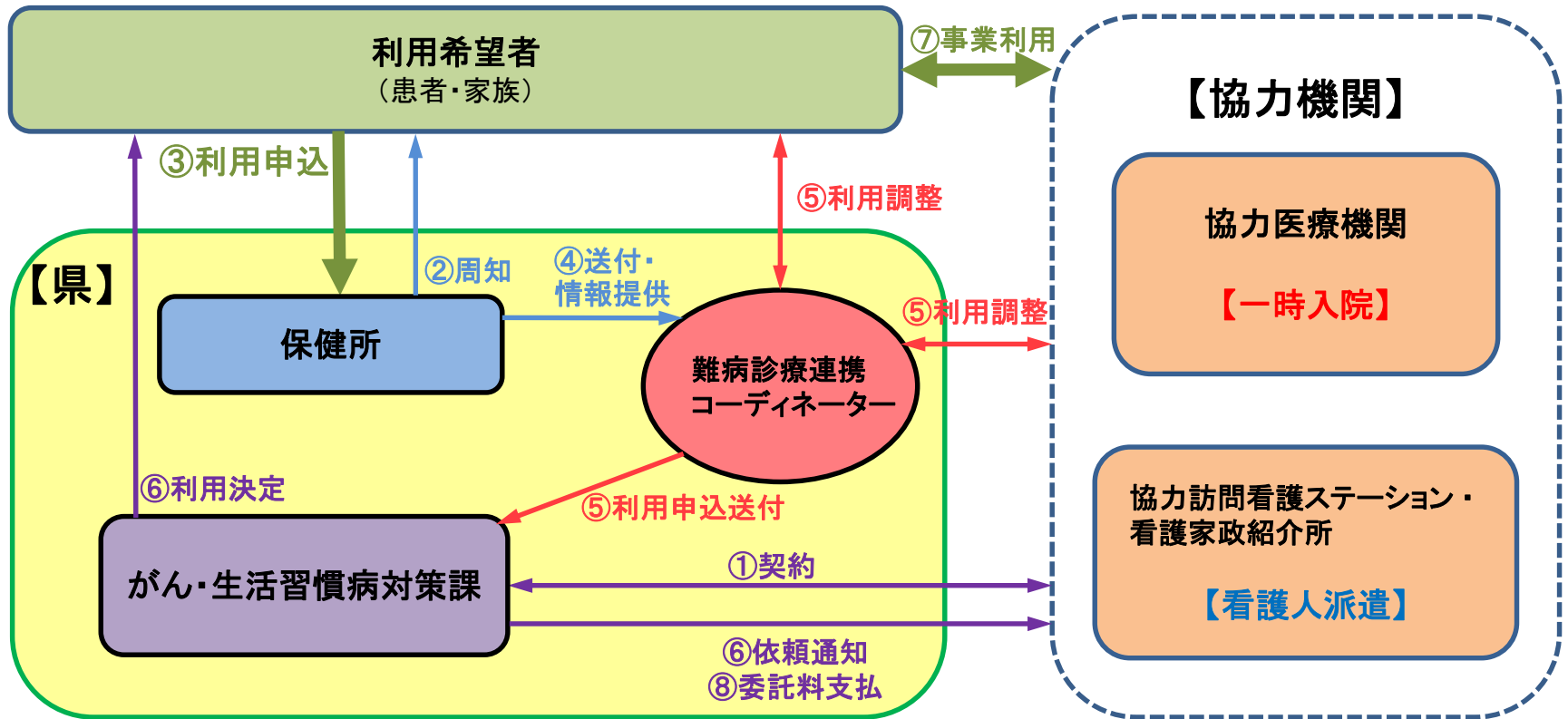


重症難病患者在宅療養支援事業の利用手順



- ①がん・生活習慣病対策課は、協力機関と毎年度委託契約を締結。
- ②保健所は、チラシ等により事業内容、利用手続等について対象患者に周知。
- ③利用者希望者(患者・家族)は、利用開始前(一時入院は概ね1か月前、看護人派遣は概ね2週間前)に保健所へ利用申込。
- ④保健所は難病診療連携コーディネーターへ書類送付並びに情報提供。
- ⑤難病診療連携コーディネーターは、協力機関と利用調整を行い、その結果を添えてがん・生活習慣病対策課へ利用申込書類等を送付。
- ⑥がん・生活習慣病対策課は、事業利用について利用決定し申込者へ決定通知、並びに協力機関に依頼通知を发出。
- ⑦事業利用
- ⑧がん・生活習慣病対策課は、協力機関からの請求に基づき委託料を支払。